

公益財団法人 旭硝子財団

2023年度 外国人留学生奨学生募集要項

1. 旭硝子財団の奨学事業概要

旭硝子財団は、人類が真の豊かさを享受できる持続可能な社会および文明の創造に寄与することを目的とし活動しています。旭硝子財団の奨学事業は、産業、経済及び社会の進歩、向上を担う優れた人材を育成するために、優秀な大学院修士・博士課程の学生に、返済義務のない給与奨学生金を支給し、指導助言も提供するプログラムです。

2. 奨学生の資格要件

- (1) タイ王国、インドネシア共和国、中華人民共和国、大韓民国、ベトナム社会主義共和国（対象国）の国籍を有する者
- (2) 研究のために来日し、2023年4月現在、修士(博士前期)課程第1学年あるいは博士(博士後期)課程第1学年に在籍する私費留学生（専門職学位、医学、歯学、獣医学、6年制薬学系の専攻を除く）
- (3) 品行方正、学術に優れ、健康であり、学資の支援が必要と認められる者
- (4) 独自の発想に基づき、社会に有用で波及効果も高い研究テーマに意欲的に取り組む者
- (5) 持続可能な社会の実現に向けて取り組む意欲が高い者
- (6) 日本語による意思伝達が可能である者
- (7) 2023年4月以降、当財団の奨学生金支給期間中は、他機関より月額12万円を超える給付型奨学生等を受けていない者
- (8) 2023年6月20日（火）、21日（水）の面接及び2023年7月20日（木）の奨学生授与式（兼制度説明会）に参加できる者（都内で開催の場合は、旅費は当財団規程により支給します）

3. 採用予定人数

約18名（応募/選考状況により、各対象国につき2名以上を採用予定数に配分いたします）

*推薦依頼大学院から、**推薦枠（別表）**に基づき推薦された応募者より選考します。ただし、当財団の修士課程奨学生が博士課程に進学する場合、前記推薦枠を超えた推薦も受け付けます。

4. 奨学生支給内容

- (1) 支給額 月額 15万円

海外研究活動支援奨学生 上限20万円（1回／年、奨学生支給期間内のみ）

* 海外での学会発表、調査活動、短期留学等、当財団が認めた活動を行う場合に支給します。

- (2) 支給期間 2023年4月以降、在籍する大学院の正規の修学期間

ただし、修士課程は2年間、博士課程は3年間を限度とします。

- (3) 支給方法 原則、毎月一定日に銀行振込にて支給します。

当財団の奨学生金は、全額を支給するもので、返還義務はありません。

また、出捐母体のAGC株式会社への付帯義務を負うものではありません。

5. 応募の要領

各推薦依頼大学院からの案内に従って、応募して下さい。（学生本人からの直接の応募や質問は受付できません）

6. 奨学生の選考と採用内定／採用（書類及び面接により選考を行います）

(1) 書類選考

奨学生的資格要件に基づき、書類選考により選考します。書類選考通過者には、6月初め迄に、面接日時を各推薦依頼大学院宛に通知します。

(2) 面接

書類選考通過者を対象とした面接は、6月20日（火）、21日（水）に実施します（面接はオンライン（Zoom）を予定）。

(3) 結果通知および授与式

応募者全員の選考結果を、7月初旬に推薦依頼大学院に通知します。採用内定奨学生は当財団が別途指定する所定の手続きをお願いします。2023年7月20日（木）の奨学金授与式にて採用通知（証書）を授与し、制度説明も行いますので、採用内定奨学生は必ず出席して下さい。

7. 採用後の奨学生の義務

- (1) 奨学金支給期間中は、在籍大学院で所定の学業、研究に精勤すること
- (2) 奨学金支給期間中の毎年9月末頃に活動報告書を、毎年3月末頃に活動報告書と成績証明書等を提出すること
- (3) 奨学金支給期間中は、止むを得ない事情のないかぎり、当財団指定の行事に参加すること
(交通費は当財団規程により支給します。年間2回程度を予定しています)
- (4) 当財団から送信するメールを適宜確認し、指定期間内に回答すること
- (5) 学籍、修学状況や生計の変化が生じた際には、速やかに当財団に報告すること

8. 個人情報の取り扱い

ご提出いただいた応募にかかる一切の個人情報は、選考に関する手続き（審査と当財団からの連絡）のためのみに使用するという当財団の方針に同意した上でご応募下さい。

（別表）2023年度 外国人留学生奨学生 推薦依頼大学院と推薦枠

推薦依頼 大学院	北海道大学、東北大学、筑波大学、千葉大学、東京大学、東京工業大学、一橋大学、慶應義塾大学、上智大学、中央大学、東海大学、日本大学、法政大学、明治大学、立教大学、早稲田大学、横浜国立大学、国際大学、金沢大学、名古屋大学、京都大学、京都工芸繊維大学、立命館大学、大阪大学、神戸大学、広島大学、九州大学、鹿児島大学
推薦枠	対象5カ国（タイ、インドネシア、中国、韓国、ベトナム）より、各1名以内

《よくいただくお問合せ》

Q 1. 入学が4月ではなく、秋季入学でも応募できますか？

- A. 2022年秋季に修士課程の第1学年又は博士課程の第1学年に入学した方も応募可能です。ただし、当財団の予算年度の制約で、2023年4月1日より以前に遡及した支給は致しません。2022年秋季に博士課程第1学年に進学した修士奨学生も応募可能ですが、同様に2023年4月1日より以前に遡及した博士課程の奨学生の支給は致しません。

Q 2. 日本語はどの程度のレベルが必要ですか？

- A. 当財団事務局とは、原則、日本語でのコミュニケーションをとっていただきます。日常的な場面で使われる日本語をある程度理解して表現していただく必要があります。

Q 3. 「持続可能な社会の実現に向けて取り組む意欲が高い者」として、具体的に求められるものがありますか？

- A. 必ずしも現在取り組んでいる研究テーマが直接「持続可能な社会の実現」を目指していなくても結構ですが、そのような活動の実績や今後の研究や活動に向けての抱負は、選考評価の対象となります。

Q 4. 面接を受ける応募者が正式採用される割合はどの程度ですか？

- A. 約7割とお考え下さい。

Q 5. 新型コロナウィルス感染症対応のため、渡日が遅れる予定ですが応募できますか？

- A. 大学が4月からの在籍を認め、渡日前から修学／研究に取り組める環境であれば応募可能です。ただし、渡日前でもオンライン（Zoom）での面接ができる方がご応募できます。

Q 6. 「特別研究員」や「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ」、「次世代研究者挑戦的研究プログラム」に基づく研究支援制度に採用された場合、本奨学生と併給できますか？

- A. これらの制度の支援が手厚いことから、残念ながら本奨学生との併給は認められません。奨学生支給期間中にこれらの制度に採用された奨学生は、速やかに財団に届け出て、奨学生受給辞退の手続きをしていただきます。

推薦依頼大学院へのお願い

1. 推薦受付方法

当財団の推薦依頼大学院は、募集対象の留学生に適切な方法で周知の上、適正な選考を経て、対象5カ国 各1名以内で推薦して下さい。ただし、当財団の修士課程奨学生が博士課程に進学する場合は、当財団の「進学奨学生」として、前記推薦枠を超えた推薦も受け付けます（選考での優遇はありません）。

推薦受付期間中に、当財団が指定するWebサイト【奨学生推薦フォーム】より、募集要項、提出書類の注意事項、下記の書類の指定書式をダウンロードし、記入後にPDFに変換の上、書類毎にPDFをアップロードして下さい。応募方法の詳細については当該サイトに記載されています。

（郵送および学生本人からの直接の応募は受付できません）

＜提出書類＞

1. 奨学金申込書（指定書式；学生と推薦依頼大学院が記入して下さい）
 2. 願書 （指定書式；学生が記入した後、大学院担当部署で区分を記入して下さい）
 3. 研究計画書 （指定書式；学生が記入した後、大学院担当部署で区分を記入して下さい）
 4. 指導教員推薦書 （指定書式；在籍する大学院の主たる指導教員が記入し、大学院担当部署で区分を記入して下さい）
 5. 学業成績証明書（前課程通期の成績証明書で、80点相当以上の比率を欄外に記入して下さい）
- ※ 「提出書類の注意事項」をご参照の上、提出書類を記入して下さい。
- ※ 奨学金申込書、願書、研究計画書、推薦書は、指定のWordファイルに電子入力してPDF化することを推奨します。（手書き入力でも受け付けますが、選考審査で不利になる場合があります）
- ※ 【奨学生推薦フォーム】では、提出書類毎にPDFをアップロードしますので、1つのPDFにせず、書類毎にPDFをご準備下さい。
- ※ 【奨学生推薦フォーム】は一時保存が可能です。ただし、当財団の要件審査は「提出」いたしました時点から作業を始めますので、個々の応募者の提出書類すべてが揃っている場合は速やかに「提出」ボタンを押して、審査・選考の進行にご協力ください。
- ※ 応募内容について、当財団より問合せをする場合があります。

2. 推荐受付期間

2023年4月1日（土）～2023年5月15日（月）

5月15日（月）までに、アップロードされた応募のみ受け付けます。

3. 選考結果

6月初め迄に、書類選考通過者と面接日時を大学院担当部署宛にメールで通知しますので、通知後、速やかに書類選考通過者にお伝え下さい。

応募者全員の選考結果を、7月初旬に各推薦依頼大学院に書面で通知します。

通知後、速やかに応募者にお伝えいただき、採用内定奨学生は当財団が別途指定する所定の手続きを促して下さい。手続き後、採用奨学生には、2023年7月20日（木）の奨学金授与式（兼制度説明会）にて採用証書を授与し、制度説明も行います。

4. 奨学金支給期間中の奨学生的修学状況確認について

奨学生の学籍、修学状況や生計に変化が生じた際に、当財団より問合せをする場合があります。

5. 問合せ先

公益財団法人 旭硝子財団 奨学事業担当

E-mail scholar@af-info.or.jp 電話03-5275-0620

2023 年度採用 獎学生 提出書類の注意事項

■全書類の共通事項

- ・大学院担当部署の指示に従い、以下の注意事項をご参照の上、提出書類に記入して下さい。
- ・記入後、大学院担当部署に提出して下さい。
- ・各書類の最初にある【区分】は、大学院担当部署が記入して下さい。
- ・記入欄が足りない場合は、記入欄を追加、拡張してかまいません。

■奨学金申込書 兼 学生推薦書（指定書式）

- ・応募者は、表記内容を確認し記入の上、大学院担当部署に提出して下さい。
- ・大学院担当部署は承認をお願いします（この申込書にて応募者の在籍を証明していただきます）。

■願書（指定書式）：5枚以内で記入して下さい。指定の Word ファイルに電子入力を推奨します。

1. 応募者本人の現在の状況

- ・メールアドレスは日頃連絡がつくもので、scholarship@af-info.or.jp からのメールの受信が可能なものを記入して下さい。
- ・顔写真は、鮮明で顔が判別できるものを挿入して下さい（JPEG 等の画像データで可）。
- ・指導教員が複数いる場合は、推薦書を記述する主たる指導教員を記入して下さい。

2. 学歴

- ・高校以上のこれまでの学歴をすべて記入して下さい。
- ・留学等で複数の学校等に在籍した場合は記入欄を増やして記入して下さい。

3. 職歴

- ・就業歴のある方は、これまでの職歴をすべて記入して下さい（除く、アルバイト）。
- ・現在、会社に籍がある場合はご応募いただけません。

4. 資格・検定・特有技能等

- ・留学生の方で日本語検定をお持ちの場合は、この欄に記入して下さい。

5. 家族の状況

- ・選考では、「経済的援助」の必要性について多面的に審査します。公正な選考が行われるよう、正直に申告して下さい。
- ・両親、兄弟姉妹の情報とともに、それ以外でも同一生計の家計支持者がいればその年収を必ず記入して下さい。自身の独立生計を想定している方も、家族情報は必ず記入して下さい。
- ・既婚者の場合は、配偶者・子女と自身との扶養関係を備考欄に記述して下さい。
- ・就学している兄弟姉妹については必ず在籍校と学年を記入して下さい。
- ・他に扶養家族がいる場合はその旨記入して下さい。
- ・父母と死別や離別の場合は、その時期を備考欄に記述して下さい。
- ・年収（税込）は直近のもので、提出される「収入に関する証明書」に記載された金額を記入して下さい。
- ・2023 年以降の年収に大幅な変動が見込まれる際は、理由とともに概算金額を備考欄に記述して下さい。

6. 応募者本人の家計状況

- ・選考では、「経済的援助」の必要性について多面的に審査します。公正な選考が行われるよう、正直に申告して下さい。
- ・なるべく応募者個人の2023年4月以降に想定される収入と支出を月額に換算して記入して下さい（大学院の入学金は除いて記入して下さい）。
- ・扶養家族がいる、または同一生計者と家計が不可分の場合は、同一生計者分の収入・支出を含めた金額を記入して下さい（その場合は、家計状況区分の「2. 扶養者や同一生計者と合算した家計」に○を付けて下さい）。
- ・収入と支出の合計金額が同額になるよう合わせて下さい。
- ・授業料は、免除の見込みと想定している自己負担額を必ず記入して下さい。全額免除が決定している場合は0円と記入して下さい（私立大学の場合、授業料免除に相当する奨学金制度がある場合は、備考欄に申請状況や想定している自己負担額を必ず記入して下さい）。
- ・2023年4月以降、当財団の奨学金支給期間中は、他機関より月額12万円を超える給付型奨学金等を受給する場合は応募できません。（授業料に対する援助を受ける場合は、ご相談下さい。）
- ・申請中や受給予定の奨学金は備考欄に記入して下さい。
- ・アルバイトをしていない場合は、備考欄にその理由を記述して下さい。

9. 持続可能な社会の実現に向けて、どのように取り組んでいますか/今後どのように取り組む考えですか。

- ・旭硝子財団は持続可能な社会の実現に向けての活動に重点をおいていますので、そのような活動の実績や意欲も審査対象となります。
- ・研究テーマが直接この課題に取り組むものでなくても結構ですが、現在取り組んでいる事や、自分が今後取り組みたいと考えていることを具体的に記述して下さい。

（願書の7~8、外国人留学生対象の10~12の項目の注意事項はありません）

■研究計画書（指定書式）：2~3枚以内で記述して下さい。指定のWordファイルに電子入力を推奨します。

- ・選考では、「研究テーマ」への理解や取り組み姿勢についても評価します。自分自身が取り組んでいる研究内容（特にその独自性）について、自分の言葉で分かりやすく要點を明確にして記述して下さい。
- ・修士課程で研究計画が未定の場合は、その旨を記述の上、現時点で取り組みたい課題について自分の考えを記述して下さい。

■指導教員推薦書（指定書式）：1~2枚に記述して下さい。指定のWordファイルに電子入力を推奨します。

- ・2023年4月以降に在籍する大学院の指導教員が推薦書を記述して下さい。
- ・原則、日本語で記述して下さい（止むを得ない場合、英語での記述也可）。

■学業成績証明書

- ・選考では、これまでの「学業」での実績も審査します。前課程通期の成績が分かる証明書を提出して下さい。
- ・前課程通期の成績証明書で、80点相当以上の比率を欄外に記入して下さい（手書き可）。
- ・前課程の成績証明書が海外の大学でも可（英語記載のものを提出して下さい）。

■収入に関する証明書（日本人のみ）

- ・選考では、「経済的援助」の必要性について多面的に審査します。
- ・応募者の経済状況や家計を把握するため、願書に記入した同一生計の家計支持者全員について、直近の年収（税込）総額がわかる家計支持者全員分の収入に関する証明書（市区町村長発行の所得証明書等所得を証明できるもの、源泉徴収票、確定申告書、公的年金等の源泉徴収票等）を提出して下さい。
- ・無職で所得がない場合は、所得がないことが証明できる書類を添付して下さい。
- ・留学生は収入証明書の提出は不要です。

旭硝子財団 奨学金の手引き

2023年1月版

公益財団法人 旭硝子財団

はじめに

この手引きは、旭硝子財団と奨学生ならびに奨学生が在籍する大学院との円滑なコミュニケーションを図る目的で作成されました。全奨学金支給期間を通じて活用して下さい。

1. 旭硝子財団の奨学事業の概要

旭硝子財団は、人類が真の豊かさを享受できる持続可能な社会および文明の創造に寄与することを目的とした活動をしています。旭硝子財団の奨学事業は、産業、経済及び社会の進歩、向上を担う優れた人材を育成するために、優秀な大学院修士・博士課程の学生に、返済義務のない奨学金を支給し、指導助言も提供するプログラムです。

このプログラムでは、

- ・当財団が指定する大学院に在籍し修学する大学院生
- ・品行方正、学術に優れ、健康であり、学資の支援が必要と認められる大学院生
- ・独自の発想に基づき、社会に有用で波及効果も高い研究テーマに意欲的に取り組む大学院生
- ・持続可能な社会の実現に向けて取り組む意欲が高い大学院生

に奨学金を支給します。

また奨学生が、研究の推進やキャリア形成に役立つネットワークを作るための交流の機会を提供します。

2. 奨学生の推薦と選考

奨学生は、当財団が依頼した大学院より推薦された応募者を、当財団の事業計画に基づき、奨学生選考委員会で審査・選考し、理事会で決定されます。奨学生選考委員会では、各大学院より提出された願書や添付書類に基づき、品行、健康状態、学業成績、研究テーマの独創性や取り組む意欲、経済的援助の必要性、持続可能な社会実現への抱負について厳正な基準に基づき選考しています。

奨学生は、当財団の選考委員や理事の厳しい眼により選考されたことに誇りを持って、学業や研究活動に邁進して下さい。

3. 奨学生の資格、併給

当財団の奨学金は、各年度の募集要件を満たし、当財団奨学生選考委員会で選考された、大学院に在籍して真摯に修学・研究している学生に支給されます。企業等との雇用関係がある場合は、原則対象とはなりません（除く、アルバイト）。但し、自国で雇用関係がある私費留学生が、留学時の生活支援を受けていない場合には対象となります。

併給については、以下のような制限があります。

日本人学生と私費留学生ともに、当財団の奨学金支給期間中は、他機関より月額12万円を超える給付型奨学金等を受けていない者とします。また、大学院博士課程の奨学生は、日本学術振興会の特別研究員、文部科学省の科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業や科学技術振興機構の次世代研究者挑戦的研究プログラムに基づく支援金との併給は認められません。大学でTA、RA等での収入を得た場合には、他機関からの給付型奨学金等と合算し、月額12万円を超えない範囲であれば、奨学金の受給を認めていますが、合算が12万円を超える場合には、採用期間、報酬額及び実働時間によって奨学金受給を辞退していただく場合がありますので、採用された場合には雇用条件等を必ず当財団に連絡して下さい。個別に対応いたします。なお、2021年度までに採用された日本大学院修士課程の

奨学生には併給の制限はありません。

授業料に対する援助を目的とする助成金を所属大学院より受ける場合や、貸与型の奨学金の受給には、原則として制約を設けませんが、受給する場合は必ず当財団に連絡して下さい。

当財団の奨学生の資格要件を満たさなくなった後、故意に当財団に連絡しない場合には、支給停止の対象となります。

4. 奨学金支給金額と支給期間

奨学金は、以下の金額を、毎月10日（土日祝日となる場合は前営業日）に、奨学生の銀行口座に振込みます。

- | | |
|-------------------------|---------------|
| (1) 日本人修士課程 | : 月額 100,000円 |
| (2) 日本人博士課程 | : 月額 120,000円 |
| (3) 外国人留学生（修士課程、博士課程とも） | : 月額 150,000円 |

奨学金の支給期間は採用時に決定します。支給期間は、原則として在籍する大学院の正規の修学期間の終了までとし、修士（博士前期）課程は2年間、博士（博士後期）課程は3年間を限度とします。留年等で卒業が延期になっても支給期間の延長はありません。

2023年度新規採用者の支給開始は2023年4月ですが、初回は7月に4カ月分をまとめて振込みます。奨学生は入金を確認し、指定日に入金がない場合には速やかに当財団に連絡して下さい。

秋入学等の入学時期が4月と異なる場合や修了予定時期が3月と異なる場合は、上記の原則に基づき、採用時に支給期間を取り決めます。ただし、採用年度の4月1日より以前に遡及した支給は致しません。

5. 海外研究活動支援奨学金

当財団は、奨学生の国際的な視野を広げるために、研究に関わる海外での活動を支援します。海外での学会発表、調査活動、短期留学等の当財団が定めた活動を行う場合に、海外研究活動支援奨学金として上限20万円を支給します（1回／年、奨学金支給期間内のみ）。

奨学生は、原則申請活動開始前に所定の書式で申請して下さい。申請は3月から12月まで月単位で受け付けます（締切りは毎月25日）。財団は審査を行い、要件を満たしていると判断される場合は、申請翌々月の10日（土日祝日となる場合は前営業日）に支給します。

奨学生は、帰日後1ヶ月以内に、所定の書式の海外研究活動報告および海外活動を証明する資料を必ず財団に提出して下さい。活動報告の提出がない場合や海外研究活動が要件を満たしていないと判断された場合は、海外研究活動支援奨学金を返納していただく場合があります。支給要件等ご不明な点は財団にご相談下さい。

6. 奨学金受領手続き

奨学金は、奨学生本人名義の三菱UFJ銀行またはゆうちょ銀行の口座に振込みます（口座がない場合は開設して下さい）。口座開設後、当財団指定のWebサイトに振込先口座情報を入力して下さい。初回のみ、振込手続きが終了した旨を当財団からメールにて連絡をしますので、入金を確認して下さい。口座開設に時間がかかる場合や振込金の活用に支障がある場合には必ず連絡して下さい（初回の振込みが遅れる場合があります）。

7. 奨学金の使途

当財団は、奨学金の使途について特に制約を設けていません。学業に邁進するための学資や生活の費用として活用して下さい。但し、奨学生として社会的に著しく不適切な使途への使用が判明した場合は、奨学金支給を停止する場合があります。

8. 奨学金支給の休止、停止、復活

(1) 奨学金の休止

次の要件に該当する場合は、奨学金の支給を休止します（当財団に休止届を提出して下さい）。

- ・奨学生が休学または長期にわたって欠席するとき
(休学または長期欠席期間が原則2年を超える場合には、支給打ち切りとなります)
- ・奨学生が在籍大学院より、他の大学院等に長期にわたって留学するとき
(在籍する大学院の教科単位取得のための国内外への留学等の場合には、奨学金の支給を継続することは可能です)

(2) 奨学金の停止

次の要件に該当する場合は、奨学金の支給を停止します。

- ・奨学生の単位の取得が、正当な理由なく著しく滞ったとき
- ・当財団指定の報告類の提出を、正当な理由なく怠ったとき
- ・当財団指定の行事に、正当な理由なく参加しないとき
- ・学籍、修学状況や家計状況の変化が生じた際に報告を怠ったとき
(当財団への報告が遅れた場合には、その事象が発生した時点まで遡り、支給した奨学金を返納していただく場合があります)

(3) 奨学金の復活

奨学金の支給を休止、あるいは停止された奨学生が、原則2年以内にその復活を大学院経由で申請したときは、当財団で検討の上、支給を復活することができます。なお、復活した場合の支給期間は、採用時に決定した支給期間に休止/停止期間を加えた期間を上限とします。

9. 奨学金支給の終了、打ち切り

(1) 奨学金の終了

次の要件に該当する場合は、奨学金の支給を終了します。

- ・在籍する大学院の正規の修学期間（修士課程2年間、博士課程3年間以内）を終了したとき。ただし、休学等の支給休止/停止期間があった場合には、その支給休止/停止期間の支給は延長されます。
- ・奨学生が正規の修学期間に満たずとも、在籍する課程を修了したとき
- ・奨学生が奨学金の受給を辞退したとき
(博士課程や留学生の奨学生が、規定を超える他の奨学金等を受給する等で、当財団の奨学生の資格要件を満たさない場合には、奨学金受給を辞退して下さい)

(2) 奨学金の打ち切り

次の要件に該当すると認められるときは、奨学金の支給を打ち切ることがあります。

- ・怪我や傷病等のために、卒業、修了の見込みがなくなったとき
- ・奨学生の修学実績が確認できないとき
- ・学業成績または素行が著しく不良となったとき
- ・在籍大学院で処分を受け、奨学金の継続が適当でないと判断されたとき
- ・奨学金の使途が著しく適切でないと判明したとき

- ・休学期間が原則2年間を超えるとき
- ・奨学生が在籍大学院を退学したとき
- ・休学、転校、転学または転科が、当財団の奨学生として適当でないと判断されたとき
- ・併給制限を超える支援金の受給や家族の就労等で奨学生の生計に大きな変化があり、経済的援助が必要と見なされなくなったとき
- ・その他、奨学生として適当でない事実が判明したとき
- ・以上の事象が発生した際にも、意図的に隠蔽し、受給を継続したことが判明した場合
(当財団への報告が遅れた場合には、その事象が発生した時点まで遡り、支給した奨学金を返納していただく場合があります)

10. 奨学金支給期間中の奨学生の義務

奨学金受給期間中は、以下の提出物の提出や行事への参加をお願いいたします。

奨学金授与式や当財団が主催する行事で、奨学生の名簿を奨学生や当財団関係者のみに配布いたします。配布した名簿は、当財団の奨学事業に関する行事のみで使用し、情報が第三者に流出しないようにして下さい。

(1) 採用時（奨学生内定後）

採用内定後に、自己紹介文と顔写真（高画質で鮮明なもの）を提出して下さい。奨学金授与式では、正式な奨学生採用証書（賞状）を手渡しするとともに、制度説明を行いますので、必ず出席して下さい。

(2) 奨学金支給期間中

＜連絡＞ 当財団からの連絡は、原則メールで案内します。定期的に受信を確認するメールアドレスを登録して下さい。また、当財団からの通知が常に受信可能な状態にし、定期的に確認して下さい。

奨学生のメールアドレス等の連絡先や、学籍、修学状況、家計状況など、奨学生の資格に関わる変更があった場合は、**奨学生本人から直ちに連絡して下さい**（故意に連絡を怠り、隠蔽したとみなされる場合には、事態発生時に遡って奨学金の返納をお願いする場合もありますので、注意して下さい）。また、毎年2月頃に、次年度の修学や他の奨学金等の受給の見通しについて問合せをしますので、必ず回答して下さい。

＜提出物＞ 提出時期に依頼の案内をしますので、奨学生専用Webサイトにアップロードして下さい。

定期報告として、半期毎に活動報告書（指定書式）を提出して下さい（原則、9月末と3月末）。また毎学年度末に修学実績の確認書類（成績証明書等）を提出して下さい（原則、3月末）。活動報告書は英語での記載も可とします。その他、当財団の企画行事のアンケートや交流誌の執筆等、不定期に提出物を依頼する場合もあります。

＜参加行事＞（コロナ禍の状況により変更になる場合があります）

採用時の奨学金授与式の他に、研修・交流の機会として当財団が主催する行事（年1～2回程度）に出席して下さい。10～11月頃にブループラネット賞受賞者記念講演会に参加し、その後奨学生交流会を開催する予定です。事前にメールで案内をしますので、止むを得ない事情のないかぎり参加して下さい。また当財団は7月下旬に助成研究発表会を開催しています。奨学生の参加は義務ではありませんが、大学の若手研究者との議論の場ですので、できるだけ参加して下さい。奨学生の研究発表会も同時開催する計画です。当財団が指定する行事への参加に要する交通費は当財団規程により支給します。

(3) 奨学金支給期間終了時

奨学金支給の終了時には、最終報告書、成績証明書、進路予定の情報、アンケートを提出して下さい。進路や連絡先についての情報は、終了後も変更があれば隨時連絡してくださるようお願いいたします。

11. 行事への参加時の交通費

当財団が指定する行事への参加に要する交通費は、以下の当財団ガイドラインに基づいて、当財団が負担します。奨学生の交通費申請方法は都度案内をします。交通費は参加確認後、事後に支給されます。

- ・所属先の所在地から行事開催地までの公共交通機関を使用した往復の交通費実費を精算します。
 - ・新幹線は、普通車座席指定特急券を精算金額とします。グリーン車等の料金の請求はできません。
 - ・航空機は、エコノミークラスの事前購入割引航空券（例えばANAであれば28日前購入の「スーパーバリュー28」）の料金を精算金額とします。ビジネスクラス等の優待座席は精算の対象としません。
 - ・タクシーの利用や宿泊は、特に必要と認められない限り、精算の対象としません。
- なお、止むを得ない事情で宿泊が必要な場合は、原則当財団で宿泊先を手配し宿泊費を負担します。
急な変更など、ご不明な点はご相談下さい。

12. 個人情報の取り扱い

提出された個人情報は、奨学事業と当財団が主催する行事の案内以外の目的には使用いたしません。奨学生の氏名、採用年度、在籍大学院、専攻、研究テーマ、顔写真等の個人と関係付けられる情報は、当財団の行事で当財団関係者、奨学生間で使用する場合がありますので、ご了承下さい。行事で配布した他の奨学生の個人情報の管理にも留意して下さい。

13. 当財団との連絡方法

当財団との連絡は、原則、以下の奨学生専用Webサイトの【奨学生マイページ】で行います。奨学生からの当財団への連絡も【奨学生マイページ】から行って下さい。採用内定後に、【奨学生マイページ】を開設しますので、ログインIDとパスワードは、第三者に開示することなく適切に管理して下さい。

奨学生専用Webサイト：

旭硝子財団ホームページ <https://www.af-info.or.jp/> の【奨学】⇒【奨学生マイページ】をクリックして下さい。IDとパスワードは奨学生宛に個別に通知したものを使用します。【奨学生マイページ】を開くと、【奨学生↔事務局 連絡用ウインドウ】がありますので、こちらよりメールの送受信を行って下さい。【奨学生マイページ】では奨学生が提出した活動報告書等が閲覧可能です。

当財団のメールアドレスや電話番号は登録しておいて下さい（着信拒否設定にしないで下さい）。

Tel : 03-5275-0620 Fax : 03-5275-0871 E-mail : scholarship@af-info.or.jp

担当者：奨学事業担当

※アクセスやアップロードに支障があった場合には、必ず当財団に連絡して下さい。

当財団からのメッセージ

奨学生に有意義な奨学プログラムを作っていくたいと考えています。皆さんがより充実した学生生活が送れるような交流や研修の機会を企画していきますので、ご提案もお待ちしています。

旭硝子財団について

目的

旭硝子財団は、次の時代を拓くための研究等への助成、次の時代を担う優れた人材への奨学助成、地球環境問題の解決に大きく貢献した個人や団体に対する顕彰などを通じて、人類が眞の豊かさを享受できる社会および文明の創造に寄与します。

沿革

旭硝子財団は、旭硝子株式会社（現 AGC 株式会社）の創業25周年を記念して、その翌年の昭和8年（1933年）に旭化学工業奨励会として設立されました。発足以来半世紀以上の間、戦後の混乱期を除いて、応用化学分野の研究に対する助成を続けてきました。

その後、平成2年（1990年）に新しい時代の要請に応える財団を目指して事業内容を全面的に見直し、助成対象分野の拡大と顕彰事業の新設を行うとともに財団の名称を旭硝子財団に改め、以来、今日に至るまで研究助成事業、奨学事業、顕彰事業を3本の柱とする活動を行っています。

研究助成事業

次世代社会の基盤を構築するような自然科学の独創的な研究、および社会の重要課題の解決に指針を与えるような人文・社会科学の研究を助成しています。国内の大学だけでなく、チュラロンコン大学（タイ）、キングモンクット工科大学トンブリ校（タイ）、バンドン工科大学（インドネシア）、ハノイ工科大学（ベトナム）に対しても、研究助成を行っています。研究助成の採択一覧は当財団のホームページをご覧下さい。また、助成研究の成果報告書は、財団ホームページで公開するとともに、成果発表会を開催しています。

奨学事業

奨学プログラムは、1957年に設立された公益財団法人 旭硝子奨学会の事業として始まりました。以来、経済的な援助を必要とする優れた人材に対して奨学金を給付し、1990年からは支給対象者を外国人留学生にも拡げています。2018年より、奨学事業は旭硝子財団に移管されました。2022年度には、外国人留学生の採用対象国を従来のタイ、インドネシア、中国、韓国にベトナムが加わりました。旭硝子財団の奨学事業として、持続可能な社会および文明の創造に寄与する人材の育成に取り組んでいきます。

顕彰事業

「ブループラネット賞」は、地球環境問題の解決に大きく貢献した個人または団体に対して感謝を捧げると共に、多くの人々がそれぞれの立場で環境問題の解決に参加されることを願って創設されました。国内外のノミネーターに候補者の推薦を依頼し、その中から毎年原則として2件を選定します。受賞者にはそれぞれ賞状・トロフィーならびに賞金50万米ドルが贈呈されます。歴代のブループラネット賞受賞者については当財団のホームページをご覧下さい。表彰式典や受賞者記念講演会を毎年秋に開催しています。

公益財団法人 旭硝子財団

THE ASAHI GLASS FOUNDATION

〒102-0081 東京都千代田区四番町 5-3 サイエンスプラザ 2F

2nd Floor, Science Plaza, 5-3, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081, Japan

TEL (03) 5275-0620 FAX (03) 5275-0871
E-mail: scholarship@af-info.or.jp

この手引きは旭硝子財団ホームページからダウンロードできます
<https://www.af-info.or.jp/>

公益財団法人 旭硝子財団 御中

2023年度採用 奨学金申込書 兼 学生推薦書

2023年 月 日

—・—・—・—・—・—・ [奨学金応募者記入欄] —・—・—・—・—・

貴財団の「個人情報の取扱い」¹⁾に同意の上、貴財団の奨学金（2023年度採用）に応募します。

提出書類の記載内容は、事実に相違ありません。

奨学生として採用された場合には、貴財団の「奨学金の手引き」²⁾に記されたガイドラインを守って修学いたします。

■奨学金応募者氏名・フリガナ

■在籍大学院・研究科・専攻（願書と同一であること）

—・—・—・—・—・—・ [在籍大学院記入欄] —・—・—・—・—・

上記の応募者は当大学院の学生であることに相違ありません。

上記の応募者が奨学生として採用された場合には、貴財団の「奨学金の手引き」²⁾に従い、支給要件に関わる変更があった場合には旭硝子財団に連絡することを前提の上で、奨学金の応募を承認いたします。

■承認者氏名・職名（学生支援課長、留学生課長等）

■承認者の所属機関所在地

〒 -

1) 「個人情報の取扱い」について

1. 当財団の奨学事業への応募にかかわる一切の個人情報は、選考に関する手続き（審査と当財団からの連絡）のためのみに使用いたします。
2. 当財団の奨学生として採用された場合には、奨学生の氏名、採用年度、在籍大学院、専攻、研究テーマ、顔写真等の個人と関係付けられる情報は、当財団の行事で当財団関係者、奨学生間で使用する場合があります。また、当財団が主催する行事の案内を送付させていただく場合があります。

2) 「奨学金の手引き」は、当財団ホームページで公開されています。